

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第53号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(154) (略) (155) 旅館業法第3条第4項（同法第3条の2第2項、 <u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、教育委員会等の意見を求めること。 (156) 旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。 (156)の2～(271) (略) 2・3 (略)	(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(154) (略) (155) 旅館業法第3条第4項（同法第3条の2第2項 <u>及び第3条の3第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、教育委員会等の意見を求めること。 (156) 旅館業法第3条の2第1項 <u>又は第3条の3第1項</u> の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。 (156)の2～(271) (略) 2・3 (略)

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。